



ひとり親家庭にエールを届ける

YEL L ながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2019年5月

No.48

特集 【特集】『ひとり親家庭が利用できる主な制度の改正』

ひとり親家庭に対しては、さまざまな支援制度があります。ひとり親家庭が利用できる支援制度の拡大・拡充に伴い、新年度より制度の内容が変更になっている点があります。今後、変更予定のものもございまして併せてご紹介します。

■高等職業訓練促進給付金の拡充（資格取得に向けての給付金制度）

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職に有利な資格を取得するために養成機関等で1年以上修業する場合には、生活費の負担軽減のため、給付金を受給することができます。

○対象者 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父

- ①児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
- ②養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者
- ③仕事または育児と修業の両立が困難であること



※支給月額増額（最終年限）

○支給額 市町村民非課税世帯 100,000 円/月 →（改正後）最終年限1年間 140,000 円
市町村民課税世帯 70,500 円/月 →（改正後）最終年限1年間 110,500 円

（一部例外あり）

※支給期間の上限の拡充

○支給期間 修業する期間の全期間

（改正前）上限3年 →（改正後）上限4年（一部例外あり）

○対象資格（例） 看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・社会福祉士・調理師等

※詳細や対象資格は市町によって異なります。まずは、お住まいの市町福祉事務所の相談窓口（母子父子自立支援員）へご相談下さい。町（長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町、新上五島町）にお住まいの方は、県の福祉事務所の相談窓口へご相談下さい。

●各福祉事務所等の連絡先一覧表

<http://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2018/08/1534319011.pdf>

■自立支援教育訓練給付金の拡充（資格取得に向けての支援制度）

母子家庭の母又は父子家庭の父が、地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその受講費用の一部を給付します。

※対象資格の拡充

（改正後）対象資格に看護婦等の専門資格の取得を目指す養成課程を追加

※支給上限の引き上げ

（改正前）受講費用の6割・上限20万円 →（改正後）看護婦等の専門資格の取得を目指す養成課程を受講するものについては、修業年限×20万円に引き上げ（80万円）

※詳細は、お住まいの市町福祉事務所にお問い合わせ下さい。

■母子父子寡婦福祉資金貸付金の拡充（自立へ向けての貸付制度）

ひとり親家庭ならびに寡婦の方が受けられる公的資金で、無利子または低金利で貸付が受けられます。用途目的によって全13種類あります。

【貸付金の種類】

- ①事業開始資金②事業継続資金③修学資金④技能習得資金⑤修業資金⑥就職支度資金
⑦医療介護資金⑧生活資金⑨住宅資金⑩転宅資金⑪就学支度資金⑫結婚資金⑬臨時児童扶養等資金

※限度額の引き上げ・償還期間の見直し等が行われています。

詳しい内容・変更点は、お住まいの市町福祉事務所にお問い合わせ下さい。

■児童扶養手当の支給日変更

令和元年11月支払分の児童扶養手当より、支給回数が年6回に変更されます。

（現行）4か月分ずつ、年3回支払（4月・8月・12月）

（見直し後）2か月分ずつ、年6回支払（1月・3月・5月・7月・9月・11月）

平成31年4月支払				令和元年8月支払			
平成30年	平成31年			平成31年	令和元年		
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月

※奇数月の支払に変更（11月より）

令和元年11月支払			令和2年1月支払		令和2年3月支払	
令和元年			令和元年		令和2年	
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

※見直しによる最初の支払は、8月から10月分の3か月分の支払いになります。

それ以降は、奇数月に2か月分の支払いになります。

※補足

平成30年8月より、児童扶養手当の所得制限額が引き上げられています（「全部支給」の所得制限限度額が30万円引き上げ。「一部支給」の限度額は変更なし）。これによって、今まで「一部支給」だった方も「全部支給」に繰り上がる可能性や「一部支給」の方も増額になる可能性があります。

詳細は、お住まいの市町福祉事務所にお問い合わせ下さい。

●児童扶養手当担当窓口の連絡先一覧表

<http://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2018/11/1541657242.pdf>

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELLながさき）

〒852-8108 長崎市川口町13-1 長崎西洋館2階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき